

京都市告示第 243 号

京都市コミュニティセンター条例第3条ただし書の規定に基づき、下記のとおり、京都市崇仁コミュニティセンター資料展示施設(柳原銀行記念資料館)を臨時に休館します。

平成19年10月9日

京都市長 榊本 頼兼

1 臨時に休館する期間

平成19年10月15日(月)から平成19年10月17日(水)まで

(崇仁コミュニティセンター)